

北谷町文化財調査報告書第17集

北谷町のノロ

—北谷ノロ・平安山ノロ—

1997年3月

沖縄県 北谷町教育委員会

正 誤 表

北谷町文化財調査報告書第17集『北谷町のノロ』

頁	行	誤	正
11	5	(男子)	(兄弟)
12	22	・砂辺の11字を	・砂辺・浜川の11字を
14	12	雑石1斗4升2合3勺1才	雑石1石1斗4升2合3勺1才
	18	雑石 4石2斗1升3合2勺2才	雑石 4石2斗1升3合2勺 ⁷ 才
15	22	作得表	作得表高
	30	国際証券	国債証券
16	10	ノロ地については、	ノロ地については、
17	17	尚象賢	<small>シヨウジヨウケン</small> 尚象賢(1617～1675)
18	5	泉や川など	湧泉や井戸など
	7	国頭と離島に	国頭と周辺離島に
	14/17	部落	村落
	16	新早植出	新早植
19	15	四月	三月
20	17	砂邊之殿	砂邊之殿
	18	砂邊	砂邊
22	2	旧字郷友会	旧字北谷郷友会
23	10	ウサチカニマ	ウサチカニマ ^ノ
	25	旧字郷友会	旧字平安山郷友会
24	4	カミウシー	カミウシー ^ミ
26	17	おこった。	おこ ^な った。
28	23	替しながらのもであった、	錯しながらのも ^の であった、
	30	ノロについては、	ノロについては、
31	3	竿入帖	竿入帳
	19	については、	については、

北谷町文化財調査報告書第17集

北谷町のノロ

—北谷ノロ・平安山ノロ—

1997年3月

沖縄県 北谷町教育委員会

ごあいさつ

北谷町教育委員会では、1993年度より「民俗文化財掘り起こし事業」に取り組んでおります。今回の『北谷町のノロ』は、1995年に発刊いたしました『北谷町の拝所』につづく第2弾であります。

本報告書は、数村落の神役を統轄し、四ウマチー（二月・三月・五月・六月ウマチー）などの司祭者となったノロをはじめに、村落レベルの祭祀における最高の神人たる根神や、既刊の『北谷町史・民俗上』にみる男性神役とおぼしいニーブトゥイ（酌取り）やチナトゥイ（手綱取り）の選出方法及び継承法、そして村落祭祀の態様などを聴聞や、参与観察の手法でもって得られたデータに基づいて、北谷の神役組織を総括して、まとめていく方針で調査を進めてきました。

しかし、周知のとおり北谷町は沖縄戦から戦後の米軍基地の拡充による土地接収によって、集落の形態や生活様式は大きく変わりました。そのうえ、戦前、戦後を通して村落祭祀の担い手であった根神や根人といった神人の名称すら伝承されていない状況にあります。さらに、貴重な伝承や自らの体験を今に伝える多くの伝承者も世を去り、改めて聴き取り調査の緊急性と、過去の習俗を記録することの困難さを痛感いたしました。

そのため、今回は町民の脳裏にかりうじて記憶される北谷ノロと平安山ノロについて聞き取り調査を行い、そのデータと関係資料を参照しながらまとめる形といたしました。本報告書は必ずしも十分とはいえませんが、本書が北谷の歴史・文化を知るうえでお役にたてれば幸いに存じます。

最後になりましたが、今回の調査にご協力をいただきました町内外の皆さまに、心よりお礼を申し上げます。

1997年3月

北谷町教育委員会
教育長 當山憲一

目 次

ごあいさつ

目次

凡例

1 はじめに	11
2 概況	12
3 大あむしられと管轄間切	13
4 ノロの役俵	13
5 『琉球国由来記』にみる主なノロ祭祀	16
1) 各間切ノロの主な年中祭祀	17
2) 北谷・平安山ノロの御崇所と年中祭祀	18
① 御崇所	18
② 年中祭祀	19
6 現代の拝所と祭祀(四ウマチー)	21
1) 拝所	21
東り御嶽 21 / 西御嶽 22 / 殿 22 / 北谷ノロ殿内 23	
平安山ウガン 23 / 浜川ウガン 23 / 伊平屋森 24 / 平安山ノロ殿内 24	
殿之神(浜川) 24 / トン(桑江) 25 / ミヤマシ原之殿(桑江) 25	
殿・トン(伊礼) 25 / 殿之神(浜川) 26 / 砂辺之殿 26	
2) 祭祀(四ウマチー)	26
二月・三月ウマチー	26
五月・六月ウマチー	27
7 ノロの継承	28
8 まとめ	30

【補遺】関係資料

凡 例

- 1 本報告書は、平成7年度から8年度にかけて実施した北谷ノロ・平安山ノロに関する調査報告書である。
- 2 文章および内容について
 - (1)「大あむしられと管轄間切」、「ノロの役俵」、「ノロ祭祀」に関しては『女官御双紙』・『琉球国由来記』・『沖縄のノロの研究』などに学び、その内容を紹介した。
 - (2)「北谷ノロ・平安山ノロの御崇所と年中祭祀」に関しては『琉球国由来記』記載の御崇所と年中祭祀を紹介した後に、聞き取り調査に基づいて、現在の拝所や四ウマチー（二月・三月・五月・六月ウマチー）について記述した。
 - (3)「ノロの継承」では、「北谷町史」記載内容を要約して記述したうえで、今回の聞き取り調査で得られたデータを若干紹介した。
 - (4)年号は原則として西暦を用い、カッコ内には元号を併記した。
 - (5)祭祀の期日はとくに断りのない限り旧暦である。
- 3 末尾の【補遺】では、明治時代の北谷の神役や拝所に関する調査記録と北谷ヌル御墓に関する調査記録の内容を採録して紹介した。
- 4 本報告書の調査・執筆は高江洲敦子（沖縄民俗学会会員）が行った。

話 者（敬称略）

島袋 光正（昭和8年生） 島袋 正昌（昭和8年生） 末吉 清信（昭和13年生）
末吉 文（大正8年生） 伝道 ウシ（明治42年生） 知念 敏子（昭和5年生）
仲村渠敏子（昭和2年生） 比嘉 ヒロ（大正7年生） 山川 直徳（明治44年生）

お忙しい中、快く調査にご協力いただいたことに感謝申し上げます。

1 はじめに

沖縄では一般的に村落をはじめて開いた、いわゆる草分けの家が「根所」となって村落の祭祀や経済生活に大きくかかわってきた、といわれている。とりわけ祭祀を司る神人については、根所のイキー（男子）が根人（ニーツチュ）となり、その家のウナイ（姉妹）が根神（ニーガン）となって御嶽を祀り村落の祭祀を行うようになった、といわれる。そして、時代が進むにつれ、数村を統一し支配する勢力家、いわゆる按司が出現した。

宮城栄昌は、按司の出現と神女の歴史の変遷とを対応的にとらえ、ノロの発生について、「村落統一の背景には政治的勢力のほか、経済的・軍事的勢力の強大化があったが、さらに看過できないのは宗教的勢力の協力化のことであり、その協力者こそ根人のオナリ神たる根神である。これはまさに沖縄の祭政一致の体制から生ずる行動性である。こうして成立した按司社会においては、その宗教的活動の主体であった根神はノロ（祝女）と呼称され、按司の支配地一円の最高神女たる地位を占め、領内の神女を率いて按司と並ぶ祭政一致の体制の中心的存在となった」と述べている。

さらに時代は進み、間切大君を最高の神女とするノロ制度は確立した。そして間切ノロのうち、首里王府から辞令書をもって任命されたノロは公儀ノロと呼称され、ノロクモイ地（土地）や役俵を支給されて、オエカ人（官人）と同様に、間切役人としての身分が授けられた。ノロ制度は、専制的支配体制強化を目的に按司の首里集住をはかった尚真王の政策の一環であった、といわれ、中央神女をはじめ各間切のノロを含めると、その数は数百人にも及んだ。ノロは「ノロクモイ」または、「ノロクメ」という。ノロとは「祈る」あるいは「祈る人」、「宣る人」という意であり、ノロクモイという場合の「クモイ」は、接尾敬称辞である（宮城栄昌『沖縄のノロの研究』1976：73～74p）。

ところで、沖縄のノロについては、鳥越憲三郎の『琉球宗教史の研究』（1935年角川書店）や、宮城栄昌の『沖縄のノロの研究』（1979年吉川弘文館）などの膨大な調査研究の蓄積がある。以下、こうしたこれまでの先学の業績に学び（主に『沖縄のノロの研究』）ながら、『琉球国由来記』（1713年）、『女官御双紙』（1706年）などの史料を参考にノロ制度を概観した後、主に、近代末の北谷におけるノロ祭祀の態様を、北谷ノロと、平安山ノロの事例を通してみていくこととする。

北谷ノロは、北谷・玉代勢・伝道を、平安山ノロは、平安山・桑江・伊礼・浜川・砂辺を管轄していた。

2 概況

北谷町は沖縄本島の中部に位置し、西側洋上は東シナ海に面した地域にある。町の総面積は13.62km²で、南北約6km、東西約4.3kmとやや長方形である。東側の大部分は標高約100mの隆起石灰岩の沖縄市と隣接し、北中城村、宜野湾市と南側へ続く。北側は国頭礫層と隆起石灰岩の露頭する標高約10~20mの微高地がつづき、嘉手納町へ至る。西側の海岸線は、海生土積土層からなる低地で、いわゆる東高西低の地勢を形成している。

戦後北谷町は、米軍による接収で町域の約90%が基地として利用された。復帰後多少の返還はあるものの、今だ町域の約57%が基地として残っている。

間切時代の村々については、1640年代の記録である「絵図郷村帳」には、安仁屋・北谷・桑江・平安山・砂辺・野国・嘉手納・屋良・山内の9ヵ村が見えるが、1671年の宜野湾間切創設に際して安仁屋を宜野湾間切へ、また山内を越来間切へ出している。1713年編纂の『琉球国由来記』では野里・玉代勢・伊礼・浜川・前城（『大島筆記』1762年までは村名として記載されているが『琉球一件帳』1840年頃からは伝道村にとってかわられている）の5ヵ村の新設が見える。北谷間切は以上の12ヵ村をもって近代に至り、1908（明治41）年の島嶼町村制の施行に伴い北谷村となった。1911（明治44）年には、嘉手納製糖工場ができ、大正期には那覇と結ぶ県営鉄道嘉手納線の終着駅が置かれ、物資の集散地となった。また1916（大正5）年には県立農学校が名護から嘉手納に移転し、中部における経済・文化の中心となる。

しかし、1948（昭和23）年に野里の一部と、野国・屋良・嘉手納が嘉手納村となったため、1951（昭和26）年には字の再編成が行われ、北前・玉上・吉原・伊平・桑江・北谷・上勢頭・下勢頭・大村・砂辺の11字を編成。1971（昭和46）年には宮城、1977（昭和52）年には港の2字が起立。1980（昭和55）年には町制へと移行し「ニライの都市」すなわち「自然と人間が調和した創造性豊かな活気ある民主的な地域社会」を目指して町づくりを進めている。北谷町は、近年、めまぐるしいほどに発展し変化の様相を呈し、今後ますますその変化は大きくなるものと予想される。

1997年2月末現在の人口は、男性11,940人、女性12,499人、計24,439人で、世帯数は7,503世帯である。

3 大あむしられと管轄間切

首里には、最高神女たる聞得大君の下に三平等（ミヒラ）の大あむしられが置かれ、彼女らが居住した三殿内（赤田首里殿内・山川真壁殿内・儀保殿内）があり、それぞれが地方間切のノロを支配していた。『女官御双紙』（1706年）によると三殿内の管轄間切は次のとおりである。

首里殿内……………10間切、2島

南風原・大里・佐敷・知念・玉城・具志頭・金武・恩納・大宜味・国頭・伊江島・伊平屋島。

真壁殿内……………13間切、3島

真和志・豊見城・小禄・東風平・兼城・高嶺・喜屋武・摩文仁・真壁・北谷・読谷山・名護・久志・久米島・宮古島・八重山島。

儀保殿内……………14間切、2島

西原・浦添・宜野湾・中城・越來・美里・具志川・勝連・与那城・羽地・本部・今帰仁・座間味・渡嘉敷・粟国島・渡名喜島。

以上の三殿内は、沖縄を3つに分けて、つねに監督し、また、首里王府からのノロ任命の伝達や、ノロ就任の手続きの仲介をした。上記の表によると北谷間切は読谷山間切とともに真壁大あむしられの管轄下にあった。

4 ノロの役棒

第二尚氏王統時代に、聞得大君をはじめとする中央神女や大あむ以下の地方のノロたちは、すべて王府の辞令を以て任命されオエカ人（官人）たる公儀ノロとなり、経済的報酬として知行や役地（ノロクモイ地あるいはヌール地）などを支給された。ノロクモイ地は、一般には地域百姓にわずかな手間賃を与えて叶掛（小作）させていた。また、ノロ殿内や神アサギの新築・修理もノロの管轄村落の男女の労力提供によって行われた、という。

北谷間切には北谷ノロ、平安山ノロ、野里ノロ、野国ノロ、嘉手納ノロの5人のノロが

置かれ、それぞれが役地からの収入を得ていた。以下は、1880（明治13）年ノロクモイの諸禄処分に備えての、沖縄県の調査した神職知行作得役俸調「各間切島のろくもい役俸」による役地からの収穫高である（『沖縄県史』12巻）。なお、語注と文書の読み方は『北谷町史』第二巻・資料編一・前近代・近代文献資料（493～494p）による。

	作 得 表 高	現 取 高	
	米 6斗3升6合5才	米 9斗4升3合5勺5才	
北谷のろくもい	雑石 7石7斗2升8合4勺1才	内 米3斗7合5勺	増
		外 雑石7石7斗2升8合4勺1才	減
	米 3斗1才	雑石 5斗8升9合9勺6才	
平安山のろくもい	雑石 1石7斗3升2合2勺7才	外 米3斗1才	
		雑石1斗4升2合3勺1才	減
	米 7升7合1才	雑石 2石5斗	
野里のろくもい	雑石 6石5斗7升8勺9才	外 米7升7合1才	
		雑石4石7升8勺9才	減
	雑石 9石9斗6升6合4勺2才	雑石 5石8斗9升5合	
野国のろくもい		外 雑石4石7升1合4勺2才	減
	雑石 4石2斗1升3合2勺2才	雑石 7斗	
嘉手納のろくもい		外 雑石3石5斗1升3合2勺7才	減
	米 1石1升3合7才	米 9斗4升3合5勺5才	
合	雑石 30石2斗1升1合2勺6才	雑石 9石6斗8升4合9勺6才	
		差引 米6升9合5勺2才	減
		雑石20石5斗2升6合3勺	減

<語注>

ノロクモイ：ノロ。神女のこと。ノロ地、もしくはノロクモイ地と呼ばれる役地を給された公的な神職者。

作得表高：ノロにはノロ地（ノロクモイ地）として田畑が与えられており、その役地からの名目上の収入をいう。

現取高：ノロ地から実際に入る収入をいう。

雑穀 : 米以外の麦・粟・下大豆などの穀物のこと。

<文書の読み方>

北谷ノロを例に説明するとつぎのようになる。北谷ノロのノロ地から入る収入は米高で六斗三升六合五才、雑穀高で七石七斗二升八合四勺一才であるが、しかしこれは名目収入である。実際には米高で九斗四升三合五勺五才の収入が入ったので、これと名目収入とを対照すると、米高は三斗七合五勺(九斗四升三合五勺五才-六斗三升六合五才)分だけオーバー、雑穀高は名目分、つまり七石七斗二升八合四勺一才はまるまる入っていないから、その分だけ減少ということになる。文中の「増」「減」はその意味である。

ところで、宮城栄昌(『沖繩のノロの研究』1979年:438p)は、竿入帳による十八世紀前半の田畑保有量の多い間切を次のように示し、

田 名護 十二段七畝・美里 十段・羽地 七段一畝・久志 七段・宜野湾 七段
畑 北谷 三九段四畝・越來 三四段三畝・具志川 二二段六畝・読谷山 二十段二畝
今帰仁 十八段一畝・美里 十六段八畝・喜屋武 十五段

この保有量は、1880年の沖繩県による調査「各間切島のろくもい役俸」の米(田)・雑穀(畑)別の間切平均作得表高に対応するものがある。たとえば、米(田)の平均作得の最高は美里間切で、ノロ個人では美里間切伊波ノロ、羽地間切真喜屋ノロがそれについている。また、雑石(畑)の最高は北谷間切で、ノロ個人では北谷間切野国ノロ、ついで北谷間切北谷ノロ、越來間切仲宗根ノロの順になっている。作得表は坪平均の収穫高に基づいて算出した表向きのものであるが、それでもこれを通じて持地の面積の大体を知ることができる、述べている。

沖繩県は、既述した1880年の県による「各間切島のろくもい役俸」調査の石高に基づいて、ノロに対し新たな給与処分法に基づく役俸の支給を1881年に至り決定した。その当初は、1880(明治13)年から向こう五ヵ年間は石代に改めて、全額を支給し、六年目の1885(明治18)年からは、元額を半減して運減給与することとし、十一年目の1890(明治23)年からはそれを全く停止することとした方法であったが、1884(明治17)年、運減制を廃止し石代渡しが続く。さらに1910(明治43)年からは、これまでの役俸を基準に国際証券

が交付されたが、給与額が五十円以下のノロ、三十五名には国債は交付されず現金が支給された（鳥越憲三郎『琉球宗教史の研究』1965：608p）。

公的神職たる公儀ノロに付与された役地は、1899（明治32）年の土地整理法第9条「ノロクモイ地ニシテ村持トナラサルモノハ、ノロクモイ」として占有ヲ得タル者又ハ其ノ権利ヲ継承シタル者ノ所有トス」により、村持とならないものはノロの所有地となった。土地整理法は村が共有地にしていた叶掛（小作）にしていたもののみ共有地と認めたので、ほとんどのノロクモイ地がノロ及びノロ殿内の所有地と帰した、といわれる。

北谷ノロ殿内の家人によると、北谷ノロに付与されたノロ地は、土地整理当時ノロ職にあった、北谷ノロ殿内の長女でムラウチ（村内）のイサヤグーという家に嫁いだノロの私有財産になった、という。平安山ノロに付与されたノロ地については、土地整理当時のノロ継承者やノロ地の所有者については聞けないが、ノロ殿内の娘の話では、両親が浜川の屋号ヌルンチグーから平安山ノロ殿内へ夫婦養子に入った当時の、ノロ殿内の並々ならぬ困窮した状態をよく覚えているといい、それから察してもノロ地の所有権はノロ殿内にはなかったように思う、という。

5 『琉球国由来記』にみる主なノロ祭祀

古代の村落においては、その草分けの家から出た根神が村落の神役組織を統轄し、村落祭祀の中心的役割を担った。当時の祭祀は、血縁觀念を以て結合したいわゆる血縁集団の守護神である村落の御嶽の神に対するもので、極めて民間的要素の強いものであった、という（宮城栄昌『沖繩のノロの研究』：276p）。ところが、村落の支配者が根人から按司、そして国王へと代わることにより、各地方のノロたちはノロ制度に組み込まれ、祭祀の期日、内容、挙祭方法にまで中央の指示する点が多くなり、地方の祭祀は国家的色彩が強くなった祭祀へと化した。

ここでは、『沖繩のノロの研究』所載の『琉球国由来記』（十二巻～十五巻）の各間切ノロの主な年中祭祀を紹介した後に、『琉球国由来記』にみる北谷ノロと平安山ノロの御崇所と年中祭祀を取り上げ、さらに両ノロがかつて管轄していた村の祭祀を近・現代、主に両ノロが存命していた戦前を中心に紹介する。

(1) 各間切ノロの主な年中祭祀

二月	長月御崇	・ 麦穂祭
三月	麦大祭	・ 四度御物参
四月	畔払	・ 山留(～五月)
五月	稲穂祭	
六月	稲大祭	・ 年浴
七月	海神祭	・ シヌグ折目
八月	柴差	
九月	麦初種子	・ 米種子
十月	電選	
十一月	芋ナイ折目	・ 新早植
十二月	向早植	・ 鬼餅

上記のように年中祭祀は農業生産に関するものが圧倒的であった。こうした祭祀の祭日は王府が吉日を選び、各間切へ示達した。

二月の長月御崇とは、国王の長寿、国家の繁栄、人民の幸福、海上の安穏をノロの御崇をもって祈願する祭祀である。しかし、向象賢の政治改革により1729年には長月の御崇をはじめ四度御物参、四品御物参は廃止となった。二月麦穂祭は村のノロや根神が殿、御嶽に麦の穂を供え、その生育を祈願する祭祀である。

三月麦大祭は、麦の収穫感謝祭である。四度御物参とは各拝所での四度の拌みに因んだもので、祈願の趣旨は二月の長月の御崇と同様である。

四月には畔払と山留の祭祀が行われている。畔払とは稲穂に害をもたらす害虫駆除の行事である。山留とは作物の順調な生育をはかるための物忌みの一つで、山林での樹木の伐採、鉦鼓などの鳴り物の禁止などがあり、その禁を犯すと大風や害虫の大量発生による作物への害、あるいはハブに咬まれるなど、といわれた。

五月稲穂祭は稲の生育を願うもので、六月稲大祭は収穫を祝い、感謝するものであった。麦稲四祭のなかで最も重んじられたのは稲の生育を願う五月の稲穂祭であった、といわれる。歴代国王は四月の稲シキョマには知念、玉城に交互に行幸して稲の順調な生育を祈り、また五月中の吉日を選び、国中に稲穂祭を挙行させた。首里王城では稲穂祭の当日、真和志・南風原・西原の三間切から稲穂が御内原に献上された。さらに首里根神あむしられか

らは、オエカ地から抜いた稲穂が大台所に献上され、それでシロマシを作り御内原に差し出された。王城外では三平等大あむしられ殿内で祭祀が執行された。地方の村々では御嶽殿・ノロ火神などに地頭や間切役人、百姓などから供物が献上され祭祀がおこなわれた。

六月の年浴とは、今年の稲の収穫に感謝する稲大祭を終え、しばらくしてから行われる新しい年へ向けての予祝儀礼である。村のノロたちは、神聖な泉や川などで沐浴し、村人は農具を淨め、斎戒沐浴して、祭祀を終えてから農作業にかかった。

七月の海神祭(海神折目・大折目)とシヌグ折目は、国頭と離島に集中し、国頭間切の辺戸・奥・安田・安波では海神折目とシヌグが隔年におこなわれ、伊江島と伊平屋ではそれぞれが毎年行われた。海神祭もシヌグも海神とかかわる祭りで、海神祭は海の神を祭る豊漁祭、シヌグは村や家の戴いの儀礼を要素とするものである(『沖繩大百科事典』上)。

八月には、桑の小枝とススキを束にして軒の四隅に差したり、農具や種物を入れる容器などに差したりして、妖気を払う柴差があった。

九月の麦初種子、稲種子は麦や稲の種子を蒔く、種おろしである。十月電週は、火事が出ないように村役人が各戸の電や屋敷の清掃はされているか巡視し、部落の御嶽や殿ではノロたちが火事のないようにと祈願した。

十一月には芋ナイ折目・新早植出である。芋ナイ折目とは芋の豊作祈願で、ノロや根神などの神人は、部落の拜所に芋を供えて豊作を祈願した。新早植は早苗三本を苗代から根田に移し植える行事。十二月の向早植はさらに苗を四本を移し植える行事である。十二月には、鬼餅が行われた。

(2) 北谷・平安山ノロの御崇所と年中祭祀

『琉球国由来記』巻十二の真和志間切から巻十五の国頭間切までは各間切の御崇所(おたかべどころ)と年中祭祀について記録したものである。北谷間切については巻十四に記されている。現嘉手納町の御崇所と年中祭祀については省略した。

①御崇所

ヨシノ嶽	北谷村
神名 テンゴノ御イベ	
城内安室崎之嶽	同村

神名	イシラゴノ御イベ	
	北谷巫火神	前 城 村
	右三ヶ所、北谷巫崇所。	
	オヤギヤクイ君ガ嶽	平安山村
神名	イシノ御イベ	
	平安山巫火神	平安山村
	島森ヨリアゲノ嶽	濱川村
神名	イシノ御イベ	
	伊平屋森	砂邊村
神名	イラゴノ御イベ	
	右四ヶ所、平安村 ^マ 巫崇所。	
	右(上)七ヶ所、三八月、四度御物参之時、有 _ニ 祈願 _一 也。	

北谷間切の北谷・平安山ノロの御崇所の中心は嶽と巫火神である。嶽と巫火神での祈願は、四月と八月の「四度御物参」（各拜所で四度の拜みに因んだ名称）で、祈願の趣旨は国王の長寿、王家の繁栄、人民の幸福、海上の安穩などであった。

②年中祭祀

北谷城内之殿 北谷村・玉代勢村

稲二祭之時、花米九合完、五水八合完(此時、朝神・夕神、二度)神酒一完(此時、惣地頭供物、按司同斷)花米九合完、五水四合完(此時、朝神夕神二度)神酒一完(玉代勢地頭)花米九合完、五水六合完(此時朝神夕神二度)傳道大屋子・津嘉山大屋子・吉味大屋子。シロマシー器、神酒壹完(麥。玉代勢村百姓中)神酒三完(麥。北谷村百姓中)供之。北谷巫ニテ祭祀也。

桑江之殿 桑江村

麥稻四祭之時、花米九合完、五水六合完、神酒一完、シロマシー器(桑江地頭)神酒二半完(芋。桑江村百姓中)供之。平安山巫ニテ祭祀也。
且、麥穂祭之時、地頭、巫朝食馳走也。

ミヤマシ原之殿

同村

麥二祭之時、神酒一完。(芋) 稲二祭之時、神酒一完(米。桑江村百姓中) 供之。
平安山巫ニテ祭祀也。

平安山之殿

平安山村

麥稻四祭之時、花米九合完、五水八合完(此時朝神夕神二度) 神酒一完、シロマ
シ一器(平安山地頭) 神酒二半完(芋。平安山村百姓中) 供之。同巫ニテ祭祀也。

伊禮之殿

伊禮村

麥稻四祭之時、花米九合完、五水四合完(伊禮大屋子) 神酒二完(芋。同村百姓
中) 供之。平安山巫ニテ祭祀也。

濱川之殿

濱川村

麥稻四祭之時、花米九合完、五水八合完(此時朝神夕神二度) 神酒一完(濱川地
頭) 神酒三完(芋、同村百姓中) 供之。平安山巫ニテ祭祀也。

砂邊之殿

砂邊村

麥稻四祭之時、花米九合完、五水四合完、神酒一完(麥二祭麥、稲二祭米。砂邊
地頭) 神酒六完(芋。同村百姓中) 供之。平安山巫ニテ祭祀也。

『琉球国由来記』上の北谷間切における年中祭祀所の中心はもっぱら殿で、二月麦穂祭・三月麦大祭・五月稲穂祭・六月稲大祭に関する記述である。『琉球国由来記』は、北谷村、玉代勢村では五月稲穂祭と六月稲大祭に、惣地頭や按司、玉代勢地頭、傳道大屋子、津嘉山大屋子、吉味大屋子などから花米や五水(泡盛)、シロマシが提供され、玉代勢村の百姓や北谷村の百姓からは麦の神酒が供えられ、「北谷城内之殿」において、北谷ノロによる朝神・夕神の祈願が行われていたことを伝えている。

平安山村、桑江村、伊禮村、濱川村、砂邊村の五ヶ村の麦稲四祭(二月麦穂祭・三月麦大祭・五月稲穂祭・六月稲大祭)は平安山ノロの祭祀であった。平安山村では、平安山之殿において祭祀が舉行されたが、その場合、花米や五水、シロマシ、神酒が平安山地頭か

ら献上され、村の百姓からは芋の神酒が提供され、朝神・夕神の二度の祈願があった。桑江村では、桑江之殿とミヤマシ原之殿の二つの殿で祭祀が行われていた。桑江之殿の供物は平安山村と同様に、当村の桑江地頭や百姓からの供物の献上であった。しかしミヤマシ原之殿では、村の百姓からのみ神酒が供えられて祈願が行われた。伊禮村の伊禮之殿では、花米と五水を伊禮大屋子が、芋の神酒を村の百姓が供えた。濱川村の濱川之殿では濱川地頭が神酒、村の百姓からは芋神酒が供えられ、平安山之殿と同様に朝神・夕神の二度の拜みが行われていた。砂邊村の砂邊之殿でも砂邊地頭が花米と五水・神酒を、村の百姓からは芋の神酒の提供であった。

6 現代の拜所と祭祀（四ウマチー）

1879（明治12）年の廃藩置県によって、琉球の祭政一致的支配体制は崩壊した。間得大君を頂点とした神役組織も当然その影響を蒙った。1884（明治17）年には、間得大君と三平等大あむしられ並びにその殿内が廃され、1910（明治43）年に至り、「ノロクモイ、大阿母等ハ之ヲ廃止シ、更ニ拜所ノ管理者ニ採用スルコト」が実現し、ノロを中心とする地方神役の組織は公的根拠を失った。以下に、かつてのノロ御崇所と年中祭祀場の現状と、北谷ノロ、平安山ノロの祭祀について主に戦前を中心に紹介する。

（1）拜所

東り御嶽（大村城原369番地）

『琉球国由来記』（1713）にみる「ヨシノ御嶽・神名テングノ御イベ」ではないかと推測されるこの御嶽は、かつては伝道集落の北東側に位置し、戦後、長老山の一角に他の拜所とともに合祀されていたが、1993年12月に北谷グスク三の郭南西側に再建された。この東り御嶽には、戦前と同様に山原クボー御嶽へのお通しも設けられている。現在は、五月



東り御嶽

ウマチーと六月ウマチーの際にノロ殿内の家人をはじめ、旧字郷友会の会員らによって拝みがおこなわれる。

西御嶽・十三神（大村城原383-1番地）

戦後長老山に合祀されていたが、1993年12月に、北谷グスク西端丘陵部分に再建された。この御嶽は、『琉球国由来記』にみる「城内安室崎之御嶽・イシラゴノ御イベ」ではないかと推測される。現在、この御嶽には十三個の香炉が安置されている。人々はその香炉に因み、御嶽のことを「十三神」、あるいは「十三香炉」と呼んでいる。この御嶽への出入りはヌールのみが許され、一般の女性や男性の立ち入りは禁じられていたが、北谷三箇の大綱引きのメウガミの際には、立入りが許された。現在は、五月ウマチーと六月ウマチーの際に殿からのお通し拝みがある。



西御嶽・十三神



殿（北谷）

殿（トゥン・大村城原369番地）

戦後、長老山に合祀されていたが、1993年12月に、北谷グスク三の郭南西側に再建された。この殿は『琉球国由来記』に記載される「北谷城内之殿」と思われる。同書には「北谷城内之殿」での祭祀として五月稲穂祭と六月稲大祭が記されている。現在は、市販のにごり酒などを供えて、旧暦の五月ウマチーと六月ウマチーに拝みが行われる。



北谷ノロ殿内

北谷ノロ殿内（北谷2丁目19番2号）

現在のノロ殿内は、旧ハンビー飛行場跡地の造成地、末吉清信さん宅母屋西側に接して位置する。ノロ殿内に入ると、向かって左側にノロ火神が祀られている。『琉球国由米記』は、ノロ火神で三月・四月に四度御物参があったことを伝えている。

中央の神棚は二つに区切られ、左側には今ヌル・中ヌル・先ヌルの香炉とクバ扇、右側には、クニデーヒとウサチカニマの香炉を祀る。右側の神棚には、カンティンオー（関帝王）の掛け軸と香炉がある。主な行事は、旧暦二月・三月・五月・六月十四日のウタカビ、二月・三月・五月・六月十五日のウマチーと、六月二十五日綱引き拝み、七月十七日の十七日遊びなどである。



北谷ノロ殿内の神棚

平安山ウガン（伊平赤道原815番地）

この平安山ウガンは、かつて平安山ノロが三月と八月の四度御物参を行った「オヤギヤクイ君ガ嶽・神名イシノ御イベ」ではないかと推測される。戦前は、白露の拝みと旧暦二月・三月・五月・六月のウマチーに平安山ノロが祭祀を行っていた、という。現在は白露の拝みが旧字郷友会の役員らによって行われている。



平安山ウガン

浜川ウガン（浜川千原47番地）

浜川交差点西側に位置する、円錐カルスト状の丘陵で、『琉球国由米記』記載の「島森



浜川ウガン

ヨリアゲノ嶽・神名イシノ御イベ」と推測される。戦前は、旧暦二月のシマクサラサーや、三月のカミウシーミーが行われた。現在は三月のカミウシーの際に、シマクサラサーも併せて行っている。

伊平屋森

『琉球国由来記』によれば、砂邊村にはノロ御崇所として「伊平屋森・神名イラゴノ御イベ」が記されているが、今のところ未確認。



平安山ノロ殿内

平安山ノロ殿内（吉原723番地）

現在のノロ殿内は、烏袋克章さん宅母屋東側にある。平安山ノロ殿内は、正面の神棚に香炉が三つ、神棚に向かって左側にはノロ火ヌ神が安置されている。かつてのノロ火ヌ神は、殿内とは別に屋敷内北側にあったが、戦後、殿内を新築した際に殿内内に安置した。

『琉球国由来記』は、このノロ火ヌ神について、三月・八月の四度御物参の平安山ノロ御崇所と記す。現在は、旧正月のハチウガミや、旧暦五月・六月のウマチー、九月の白露の拝みなどが家人によって行われている。



平安山ノロ殿内の神棚

殿之神（浜川千原82番地）

『琉球国由来記』記載の平安山之殿と思われる殿之神は、白露の神・宇地川の神とともに合祀されている。戦前までは、旧暦二月のクッキーや、二月・三月・五月・六月のウマチーが平安山ノロによって行われていた。

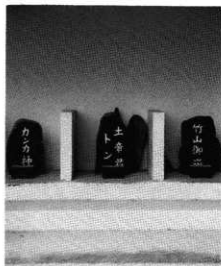


殿之神(平安山)

現在は、二月・三月・五月・六月のウマチー
の際、ノロ殿内の家人らが拝みを行う。

トン（桑江小堀原279番地）

トンは、戦前の桑江集落に点在した拝所と
ともにキャンプ桑江内の「旧字桑江御願所」
に祀られている。桑江の殿について、『琉球
国由来記』は麦稲四祭に桑江地頭や村人から
の供物が供えられ平安山ノロによって祭祀が
行われたと記す。現在は、旧字桑江郷友会の
役員数名による拝みが行われる。



トン(桑江)

ミヤマシ原之殿

『琉球国由来記』によると、桑江村のミヤ
マシ原之殿では、旧暦の二月麦穂祭と三月麦
大祭に、芋の神酒一完、旧暦五月稲穂祭と六
月稲大祭には、米の神酒一完を村人が供えて
平安山ノロが祭祀を行うとあるが、現在のと
ころこの殿については未確認である。ただし、
桑江の後兼久原には、ミヤマシ火ヌ神という
拝所がある。



ミヤマシ火ヌ神

殿・とん（伊礼伊礼原224番地）

戦前は伊礼集落の北側に位置していたが、
現在は蕨森に設けてある。『琉球国由来記』
によると、この殿では麦稲四祭（二月麦穂祭・
三月麦大祭・五月稲穂祭・六月稲大祭）に、
伊礼大屋子から花米と五水が、村人からは神
酒が供えられて平安山ノロが祭祀をおこった。



殿・とん(伊礼)

殿之神（浜川千原45番地）

浜川ウガンの南側に位置する。『琉球国由来記』によると、この殿では麦稲四祭（二月麦穂祭・三月麦大祭・五月稲穂祭・六月稲大祭）に、濱川地頭から花米と五水、神酒一完、村人からは芋の神酒が供えられて平安山ノロが祭祀をおこなった。戦前は、二月二日のニググチャー、三月の龍宮拝み、二月・三月・五月・六月ウマチーが行われた。



殿之神(浜川)

砂辺之殿（砂辺村内原147番地）

砂辺集落南東側、根所の東には、『琉球国由来記』にみる「砂辺之殿」と思われる拝所がある。この殿では二月麦穂祭・三月麦大祭・五月稲穂祭・六月稲大祭に、砂辺地頭から花米と五水、神酒一完、村人からは芋の神酒六完が供えられて平安山ノロが祭祀をおこした。

古老の話によると、戦前の五月ウマチーには、平安山ノロがこの場所を訪れて祭祀をおこなっていた、という。



砂辺之殿

（2）祭祀（四ウマチー）

二月ウマチー（麦穂祭）・三月ウマチー（麦大祭）

『琉球国由来記』中の年中祭祀にみる北谷ノロに関する祭祀の記述は、「北谷城内之殿」において、北谷村と玉代勢村が合同で行う稲二祭のみであり、麦二祭については全く触れられていない。しかし、北谷ノロ殿内の家人によると二月ウマチー・三月ウマチーは、戦前から十四日と、十五日の二日間行われ、今でも戦前と同じように十四日のウカビと十五日のウマチー拝みをノロ殿内の家人で行っている、という。

戦前は、二月十五日のウマチーに先立ち十四日の晩には、代々のノロを祀る神棚に料理膳（白豆腐・シカムルチ<肉・カマボコ・昆布・人参・コンニャク等>・シーエー<大根の酢の物>・アーサ汁）をミウブン（三膳）供える。カンティンオーを祀る神棚にも同様の膳を一膳供え、ウタカビの祈願をおこなった。翌十五日も同じように供物を供えウマチーの祈願が行われた。

三月ウマチーも十四日のウタカビと、十五日の二日間行われ、二月ウマチー同様の供物を供えて、ノロの祈願があった。

平安山ノロは、1944（昭和19）年頃まで二月ウマチー・三月ウマチーには管轄地の平安山・桑江・伊禮・濱川・砂邊の殿を廻り、祭祀を行っていた、という。

平安山ノロ殿内では、二月・三月の十四日には神屋でウタカビがあり、十五日には白装束に身を包んだ平安山ノロは、頭にヤマカンダー（山葛）を巻き、白いマンサージ（鉢巻き）をしめて、各字に赴いたという。ノロの巡拝にはノロ殿内の子どもたちがピンシームチャー（祭具や荷物持ち）として同伴した。実際にノロのお供をしたノロ殿内の娘の話によると、平安山ノロは、ノロ殿内での祈願の後、平安山の屋号大屋の神棚を拝み、次いで、平安山の殿へ赴いた。平安山の殿へは大屋の娘が同行しての祈願であった。その後、濱川⇒砂邊⇒桑江⇒伊禮の順序で巡拝は進むが、濱川の殿ではクラン根のおばあさんが、砂邊の殿では知念（根所）のおばあさん、桑江の殿では津山のおばあさん、伊禮ではミーヤグーのおばあさんが待っていて、ノロと共に祈願を行っていた。なかでも桑江の津山のおばあさんの白衣装は印象的であった、という。また、平安山の大屋ではウサカティとして30銭、各村からは20銭くらいもらっていた。現在は、ノロ殿内の家人と一門の女性が神屋での拝みを行っている。

五月ウマチー（稲穂祭）・六月ウマチー（稲大祭）

『琉球国由来記』は、五月稲穂祭を稲の生育と豊作を祈る儀礼としており、五月中に日を選び三日間おこなうと記している。また、六月の稲大祭は稲の収穫を感謝する祭祀で、六月中に日を選び稲穂祭同様に祭祀が行われたことを伝えている。

北谷、平安山の両ノロ存命中は、稲二祭（稲穂祭・稲大祭）とも十四日には各ノロ殿内でウタカビの祈願をおこない、五月十五日の稲穂祭にはそれぞれの管轄する村の殿において稲の成長を折り、六月十五日には稲の収穫に感謝した。

北谷ノロは、五月・六月の両ウマチーにはシルバサージン（白芭蕉衣）に白のマンサー

ジ（鉢巻き）、そしてヤマカンダー（山葛）を巻いた出で立ちで、北谷城内之殿での祭祀に臨んだ。また北谷では五月ウマチーにはシムウンサク（芋神酒）とノロ殿内のピンシーを供えて祈願したと伝えられているが、実際にシムウンサクを見たという話は聞けない。六月ウマチーには、各戸から米五合ずつ徴収して、スーガシラの自宅でウンサクをつくり、村屋に運んだ後、ノロ殿内に届け、それから殿に運びお供えした。

平安山ノロは、麦二祭と同様の出で立ちで祭祀に臨み、麦二祭同様の順序で管轄地を巡拝し、五月稲穂祭には稲の生育を折り、六月稲大祭には稲の収穫に感謝した。平安山ノロ殿内には、六月ウマチーに桑江村から米が届けられた。桑江村から届けられた米や各村からのウサカティは八、九月頃に首里殿内（比嘉ヒロさん談・合祀された三殿内の誤りか）に献上したという。

7 ノロの継承

聞得大君を頂点とするノロ制度が確立したのは第二尚氏王統の尚貞時代、といわれ、中央の神女を普通三十三君と呼称し、地方の神役組織を統括した村々の神女を公儀ノロと呼称した。三十三君とは、高級神女の総称であり、また、多数の神女を意味している。そして、その頂点にるのが聞得大君である。聞得大君の選定は王家関係（王女・王妃）のものから選出されることになっていた、といわれ、王女・王妃を以て継承する世襲制が実施されていた。ところが、1677（延宝5・尚貞9）年に至り、王女の任命は廃止し王后に固定することになった。いわゆる嫁継である。しかし、実際の継承は王后・王妃・王女と交替しながらのものであった、といわれている。

聞得大君以外の三十三君の継承について、宮城栄昌は、今帰仁あふりやゑの一代と二代、三代と四代の継承が母から娘の関係にあること、また、嶋尻さすかきの継承に伯・叔母から姪、あるいは姉から妹への例があることを示し、父系親族内の継承を原理としていたことはまず確実である、と述べている。（『沖縄のノロの研究』）

地方の公儀ノロの継承法も世襲制に基づき、オバから姪へ、祖母から孫へ、あるいは母から娘へと継承される娘継ぎと、婚入してきた嫁がノロ職を継承する、いわゆる嫁継ぎが近・現代においては一般的であった。北谷・平安山ノロについては、『北谷町史』第三巻資料

料編2 民俗上で、津波高志によって三代に渡る継承が記録されている。以下に、その内容を要約して紹介したい。

昭和55年、83歳で死亡したノロ殿内のおばあさん（末吉カメN3）は、同じ門中からノロ殿内に嫁ぎ、40歳頃（昭和13年）にノロの職に就いた。

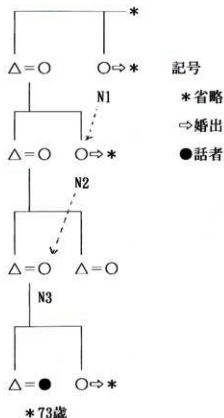
前任のN2と前々任のN1は北谷ノロ殿内の娘で、オバN1から姪N2へと継承する娘継ぎであったが、N3に至り嫁がついでいる。

N2は北中城村安谷屋の人に嫁いだ。戦争が終わって四年目に69歳で亡くなった。住むのは那覇に住んでいた。五月と六月のウマチーの際には那覇から北谷まで来て祭儀を執りおこなった。それ以外の本来ノロがおこなうべき祭祀はノロ殿内の嫁（N3）が代理で取り仕切った。N3が昭和13年頃ノロになったというのは、どうもこの代理の役を開始を意味するようである。そして、N2の没後そのままノロの仕事が続けたということのようである。

N1は八人キョーダイの長女だった。ムラウチ（村内）のイサヤグーという家に嫁いだ。そのためイサヤグーヌオバー（伊佐屋小のお婆）とよばれていた。明治36年の土地整理で、ヌルジー（ノロ土地＝ノロ職についた田畑）は、このノロの私有財産になったようである。なおノロの衣装はN1までは代々引き継がれたものがあつたようである。



故末吉カメ（北谷ノロN3）



北谷ノロ系譜（津波高志作成）

（『北谷町史』民俗上：483p）

平安山ノロについては、ノロ殿内の娘でウフヤ（屋号大屋）に嫁いだヌールパーパー（鳥袋カナ）で、戦時中墓の中に避難して、運悪く艦砲射撃に直撃され、他の人々とともに亡くなった。当時80代であったという以外に、前任者などについては聞けない。平安山ノロ殿内の四男、鳥袋光正さんの話によれば、鳥袋カナさんがノロ職に就く以前は、ノロが途絶えていた、という。

ところで、土地整理及びノロクムイの諸祿処分は、ノロの公的性を失い、後のノロの継承や、ノロ殿内の存続に大きな影響を与えた。たとえば、北谷ノロの場合、土地整理でノロ地を所有したN1から二代下のN3の代になってノロの継承を嫁継ぎに改めている。北谷ノロ殿内の家人の話では、ノロの地位、あるいはノロの経済的保証にともなう土地の分散を防ぐために嫁継ぎに改めたのではないか、という。

また、平安山ノロ殿内の関係者は、ノロは公的性を失ったうえ、経済的にも困窮したノロ殿内の状況では、ノロの継承を拒否するものが出るのもしかたのないことかもしれない、という。

8 まとめ

調査地のお年寄りの方々に、ムラの始まりは、と尋ねると「ミキブイ」（三つの煙り）、「ナナキブイ」（七つの煙り）がムラの始まり、という。それは多分ムラ（村）の前身であるマキョの人家をあらわし、成立当初のマキョが極めて小規模な集団であったことを象徴しているのであろう。また、ノロの始まりは、と尋ねると、ヌールの始まりは、「ウサチフンヌール」、「ウサチヌール」あるいは「シマヌール」と言うお年寄りにもよく出会う。成立当初のマキョにおいては、マキョの守護神を祀る神女をそう呼んでいたのかもしれない……。以下、整理していくなかで気づいた点を記してまとめにかきたい。

『琉球国由来記』上の公儀ノロの祭祀は、麦稲四祭を重視したもので、その祈願内容は作物の稔りをはじめ、国王の長寿、王家の繁栄、人民の幸福、海上の安穏と極めて国家的なものであった。北谷間切の北谷、平安山両ノロの祭祀もそれに準ずるもので、それ以外の祭祀は記されていない。しかし、北谷ノロと、平安山ノロの記載祭祀を比べてみると、平安山ノロが司祭者となる祭祀は、管轄する五ヶ村の麦稲四祭と記され、北谷ノロが司祭

者となる祭祀については、北谷村と、玉代勢村が合同で行う稲二祭のみの記録である。明らかに、北谷ノロは平安山ノロに比べ、記載祭祀の種類が少ない。

ところで、竿入帖にみる18世紀前半の北谷間切の5人のノロの畑保有は、197反で他間切を抜いて最高の畑保有であり、また、1880年の神繩県によるノロ地からの雑穀の平均作得高も北谷間切が最高で、ノロ個人でみても北谷ノロは同間切野国ノロに次いで第二である。にもかかわらず『琉球国由来記』の北谷ノロに関する祭祀の記録は稲二祭の司祭者としてのみである。畑の保有量や雑穀の平均作得高からみても、麦作が行われていなかったとは考えにくい。たんに『琉球国由来記』の編纂上の記載もれなのか、それともなんらかの記載条件を満たしていないため必然的に記載されなかったのか。

宮城栄昌は『琉球国由来記』記載祭祀について「部落の支配者が根人から按司・国王へと代わることに即応して神人組織及び祭祀組織の改革が行われ、ついに……『琉球国由来記』にみる如き公的祭祀となった」と述べ、『琉球国由来記』上の記載祭祀を公的祭祀と位置づけている。この位置づけで麦二祭をみていくと、北谷ノロの管轄する北谷村、玉代勢村においての麦二祭は公的な祭祀ではなく、地方的、あるいは村レベルの祭祀であったのかも考えられる。だが、そうなると、同間切内の村々において同一祭祀の位置づけに相違が生じる。つまり、一方の平安山ノロの管轄する村々においては公的レベルで扱う祭祀も、もう一方の北谷ノロの管轄する村々においては地方的、あるいは村レベルで扱うという状況が生じ、宮城の見解をもってしても理解しがたいものがある。

こうした『琉球国由来記』上の同間切における村間の祭祀記載形式の不統一については、これまでの研究者が取り組んできた間切間の記載形式の不統一、あるいは地方間の記載形式の不統一の研究成果を踏まえ、記載祭祀の性格づけにも考慮しながら、今後、更に検討してみたい。

最後に、今回の現地調査で気づいた点を一つ記しておきたい。それは、ノロ以外の村落の神人や門中の神人についてである。北谷では戦前、戦後を通して、根神や根人といった村落の神人についてまったく聴取できない。どの調査地においても根神や根人の継承は認められず、その名称すら伝承されてない。それとは対照的に門中祭祀に関与するウクディ、つまりウミナイ・ウミキーといった門中の神人については、いくつかの門中で伝承され、その詳細について記憶している古老もいる。元来、北谷には根神や根人といった村落の神役が存在しなかったのか。あるいはその継承は完全に途絶えてしまったのか。それとも他の神役に吸収されたために、その名称も変化したのかといった疑問が生じる。今後、こう

した疑問点に留意しながら、祭祀組織や神役組織の歴史の変遷と対応させ、現状がどの程度の時間的な深みをもち、また、どのような社会的背景があったのかといった点からも、検討してみたい。

【補遺】

本文では取りあげることはできなかったが、今後の北谷のノロ研究や、他の神役あるいは拝所を理解するうえで貴重な資料と成る調査記録二件を採録して、以下に紹介したい。

1 田代安定が明治時代に調査したと思われる記録（原本は東京大学所蔵）。

（『北谷町史』第二巻 資料編1 前近代・近代文献資料75～76p）

i 北谷間切各村ノロクモイ員数

北谷村	三人	0ノロクモイ一人 0掟ノアンシー一人 0シバノシウ一人
平安山村		0ノロクモイ一人 0掟ノアンシー一人 0シバノシウ一人
野里村		0ノロクモイ一人 0掟ノアンシー一人 0シバノシウ一人
野国村		0ノロクモイ一人 0掟ノアンシー一人 0シバノシウ一人
嘉手納村		0ノロクモイ一人 0掟ノアンシー一人 0シバノシウ一人

ii 北谷間切神拜所

北谷村	三ヶ所	〇東り城御嶽 〇イリ城御嶽 〇ノロ社
玉代勢村	一ヶ所	〇長老前御嶽
伝道村	一ヶ所	〇山ガマ御嶽
桑江村	一ヶ所	〇トン御嶽
伊礼村	一ヶ所	〇トン御嶽
平安山村	二ヶ所	〇トン御嶽 〇ノロ社
浜川村	一ヶ所	〇トン御嶽
砂辺村	一ヶ所	〇御嶽
野里村	五ヶ所	〇クミントウ御嶽 〇東り御嶽 〇イリ御嶽 〇ヨースー御嶽 〇ノロ社
野国村	三ヶ所	〇大城御嶽 〇シル原御嶽 〇ノロ社
屋良村	一ヶ所	〇屋良御嶽
嘉手納村	二ヶ所	〇嘉手納御嶽 〇ノロ社

ii 「<北谷ヌル御墓>厨子裏の銘書について」『史海』No. 5 (1987)

玉木 順彦

i はじめに (省略)

ii <北谷ヌル御墓>の概要

今次大戦前の「北谷ヌル御墓」は北谷城跡北側の岸の中腹にあり、「ウサチヌル」と「イマヌル」の二基の墓に分かれ、東側を「ウサチヌル墓」、その西側に位置する墓を「イマヌル墓」と称していた。両墓ともフィンチー(掘り込み式)

墓で、すでに<神御墓>として、カミウシーミー（神御清明祭）等の場合の神拝みの対象となっていたようである。

今回の調査対象となった厨子甕は、家型厨子甕（二基）、ボージャー厨子甕（二基）、マンガン掛厨子甕（三基）である。各厨子甕とも合葬されており、しかも銘書の数に比べて多くの遺骨が納められているとみられる厨子甕がほとんどであった。関係者の語るところによると、戦後、墓敷が米軍基地に接収されたことによって墓を移さざるをえなくなり、そのときに「ウサチヌル墓」（十基）と「イマヌル墓」（三六基）にあったすべての厨子甕を運び出すことが、人為的に不可能であったために現存する七基の厨子甕にすべての遺骨を移し換えて、臨時的に設けた字北谷の仮共同墓地に取り敢えず安置したという。その後、現在の場所に新たに墓を造って葬っていたのであるが、三十数年という歲月による墓の破損がひどく、今回の改築に到ったものである。

iii 銘書の紀年

銘書に記された紀年は、乾隆年間がもっとも多く、雍正年間と嘉慶年間が僅かながらみられる。そのうち、もっとも古い年代は雍正六（1728）年で、嘉慶四（1799）年が新しいものである。

つぎは各厨子甕に記載された銘書の紀年である。但し、銘書の月日はすべて旧暦である。

- (1) 記載ナシ
- (2) 乾隆拾二年丁卯七月五日洗骨（1747）
- (3) 乾隆貳拾三年戊寅正月十三日洗骨（1758）
- (4) 乾隆五拾七年壬子四月十四日死去（1792）
嘉慶元年丙辰五月廿七日死去（1796）
嘉慶四年己未八月廿七日洗骨（1799）
- (5) 乾隆拾二年丁卯七月五日骨洗（1747）
- (6) 雍正六年戊申五月廿三日洗骨（1728）
- (7) 乾隆拾二年丁卯七月五日骨治ル（1747）

※蓋だけ残存（四基）

- ① 雍正拾三年乙卯七月六日新骨（1735）
乾隆拾二年丁卯七月五日洗骨（1747）

② 雍正拾三年乙卯七月六日新骨（1735）

（乾隆二年丁巳カ）

雍正拾四年丁巳正月十六日（1737?）

③ 乾隆貳拾三年戊寅正月十三日洗骨（1758）

④ 雍正六年戊申八月廿三日洗骨（1728）

（後略）

iv 洗骨

今回、調査した厨子甕（七基）と蓋だけのもの（四基）に記された銘書は、一基の厨子甕（4）を除いて、すべて洗骨年月日である。

洗骨の表記方法は、「洗骨」（七基）、「骨洗」（一基）、「新骨」（二基）がみられるが、圧倒的に「洗骨」が多い。「洗骨」表記は、雍正～乾隆～嘉慶年間にわたってみられ、「骨洗」は嘉慶拾二年の一例だけである。「新骨」は、二例みられるが、いずれも雍正拾三年で筆跡も同じであるから、同一人物によって記されたのであろう。方言「シンクチ」に、そのまま漢字を充てたとみられる。

（後略）

v 銘書の内容<結びにかえて>

（前略）最後に、銘書に記されている人々について触れておくことにする。

まず、気が付くことは、この厨子甕が納められていた墓が「ウサチヌル墓」あるいは「イマヌル墓」と呼ばれ、代々のヌルが入っていることになっているのであるが、銘書から見る限りにおいてはヌルの入っている厨子甕が一基（6）だけしかないことである。それも、残存する銘書のなかでもっとも古い雍正六年の厨子甕であり、しかも他の銘書が「乃ろくもひ（い）」と表現しているのに対して、特に「大乃ろ」と記されている。それでは、何故に他のヌルの銘書が無いのであろうか。残存する銘書からすると、ヌル（5・①）の子供の洗骨が記されており、すくなくとも先の「大ノロ」以外に二人（一人の可能性もある）のヌルの存在は確認できる。しかし、上述のヌル二人（あるいは一人）がこの墓に納められたことを証明する物的な証拠や文書の類もみられない。だからといって、それが必ずしもヌル二人（あるいは一人）が葬られていないとする積極的な根拠とも成り得ないであろう。

筆者は、この墓を「ヌル墓」と称していることと、銘書に複数のヌルの存在が確認されることなどから、この墓がヌルを輩出した家筋の墓でヌルとその家筋の墓の人々が葬られており、当然、上述のヌル二人も含まれているものとみている。ヌルの子供たちがこの墓に葬られているという事実がある。このことは、ヌルの出自・継承・帰属の問題について三つのケースを想定させる。一つは、ヌルは特定の家筋から出るものであり、母から娘へという継承方法（いわゆる娘継ぎ）で、ヌルの結婚は婿入婚（入婿）の形態をとる。その為に、歴代のヌルとその家族は同じ墓に葬られることになる。二つは、上述と同様に娘継ぎではあるが、夫方へ出稼する。墓は実家のヌル墓に葬られる場合と出稼先の墓に葬られる場合の二つのケースがある。特定の家筋がヌル祭祀権を継承することは上述のケースと同じであるが、ヌルの継承方法が母から娘ではなく、母から長子の嫁へという嫁継ぎでおこなわれるケースで、これも歴代のヌルと同じ墓に葬られる。

以上のケースが考えられるが「ヌル御墓」の場合は、銘書にヌルの子供がみられるので（出稼＝出稼先墓＜夫方の墓＞）、（出稼＝ヌル墓）でないことは確かであろう。だとすると、残りの（娘継ぎ＜入婿＞＝ヌル墓）か（嫁継ぎ＝ヌル墓）の何れかであろうが、手持ちの資料が少ないので即断は差し控えておきたい。いずれにしても、何度も述べたがヌルに関する銘書が一基だけだというのは不可解である。戦後の移築の際に処分したとされる二十数基の厨子甕のなかに入っていたのであろうか。それとも、残存している厨子甕の銘書に二組の夫婦が記されているが、それがヌル夫婦なのであろうか。銘書に「大乃ろまうし」・「乃ろくもい男子誰々」と記されているので、ヌル夫婦であれば「同人妻乃ろくもい誰々」あるいは「乃ろくもい誰々同人夫誰々」と記載されたとしても不思議ではなからう。とすると、戦後の移築の際に廃棄処分された厨子甕の銘書にヌルが記されていた可能性が極めて高いものとみられる。

vi 追記

脱稿後に、末吉氏からヌル継承に関する貴重な話を聞かせて頂いた。末吉氏によると、四代前までのヌルは娘継ぎで出稼し夫方の墓に葬られてきたのが、その次（三代前）からは嫁が継ぐことになったということである。この話からすると、四代前までのヌルは（出稼＝出稼先墓）だということになるが、このことが普遍化され

得るものとは考えない。つまり、本文でみてきたように少なくとも十八世紀半ばまでは「ヌル御墓」にヌルとヌルの子供が葬られているからである。銘書からみればかぎりにおいて、十八世紀半ばまでの北谷ヌルが結婚していることは否定できない事実である。しかも、それは夫方居住ではなく妻方居住という婚姻形態を採っている。近世期も後半になると、士族の系譜意識（父系偏重・重視）の影響などもあって婚姻形態も妻方居住から夫方居住へと移行していく。この婚姻形態の居住空間の移行にともなって、ヌルも出稼を余儀なくされ、それがヌル墓から夫方の墓に葬られるように変化していったものであろう。このことが、近代の土地整理後に各地でみられるヌル地の所有権や売買をめぐる親族同士の醜い骨肉の争いを生じさせる要因になっていく。

筆者はヌルの（出稼＝出稼先墓）が顕現化するのには、十九世紀以降のしかも近世末期からであろうと考えている。

vii <資料> 「北谷ヌル御墓」厨子甕の銘書一覧（1987年8月29日調）

(1) 蓋の内

北谷村知念祀

(2) 蓋の内

大清乾隆拾二年丁卯七月五日洗骨治ル比嘉筑登之妻並男子かな三人

(3) 蓋の内

乾隆貳拾三年戊寅正月十三日洗骨仕申候玉城ノ故玉代勢掟親雲上男子山戸照屋

(4) 蓋の内

一乾隆五拾七年壬子四月十四日死去弟嶋袋筑登之妻

一嘉慶元年丙辰五月廿七日死去弟嶋袋筑登之

兩人嘉慶四年己未八月廿七日洗骨

うし嶋袋男子歳二うし入

(4) 身の裏側

乾隆五十七年壬子閏四月十四日死去弟嶋袋筑登之妻

嘉慶元年丙辰五月廿七日死去弟嶋袋筑登之

兩人嘉慶四年己未八月廿七日洗骨

うし嶋袋男子歳二うし入

(5) 蓋の内側

大清乾隆拾二年丁卯七月五日骨洗乃ろくもひ男子かな高江洲

(6) 蓋の内

大清雍正六年戊申

申五月廿三日かな知念内儀

大乃ろまうし金洗骨

納申候

(7) 蓋の内側

大清乾隆拾二年丁卯七月五日骨

治ル

玉代勢掟親雲上

※蓋だけが残存のもの（四基）

◇ 蓋の内側

①大清雍正拾三年乙卯七月六日新骨納乃ろくもひ男子比嘉筑登之並同人男子かな

②大清乾隆拾二年丁卯七月五日洗骨治ル比嘉筑登之男子まつ比嘉

◇ 蓋の内側

①大清雍正拾三年乙卯七月六日新骨納ル乃ろくもひ男子二ら仲村渠

（乾隆二年カ）

②雍正拾四年丁巳正月十六日男子むた兩人

◇ 蓋の内側

大清乾隆貳拾三年戊寅正月十三日洗骨治之嶋袋掟親雲上夫婦同人女孫うし三人

◇ 蓋の内側

①大清雍正六年戊申八月廿三日當山筑登之洗骨納申候

②かな知念男子

【引用文献】

琉球王府編（1706）：『女官御双紙』

琉球王府編（1713）：『琉球国由来記』

鳥越憲三郎（1965）：『琉球宗教史の研究』

宮城栄昌（1979）：『沖縄のノロの研究』

琉球政府（1966）：『沖縄県史』12巻

沖縄タイムス社（1983）：『沖縄大百科事典 上巻』

北谷町史編集委員会（1986）：『北谷町史』第二巻 前近代・近代文献資料

北谷町史編集委員会（1992）：『北谷町史』第三巻 民俗上

北谷町役場（1993）：『町勢要覧』

北谷町教育委員会（1994）：『北谷町の遺跡』

北谷町教育委員会（1995）：『北谷町の拝所』

17650

北谷町文化財調査報告書第17号

北谷のノロ

発行 北谷町教育委員会
1997年(平成8年)3月30日
北谷町字桑江586の12
電話(098)936-3490

印刷 (株)国際印刷
那覇市宮城1丁目13番9号
